

「宇部市交通局 U I J ターン奨励助成金」制度の概要

市外に居住される方が、宇部市交通局の会計年度任用職員として採用される際、又は、採用後1年経過するまでの間において、U I J ターンにより本市に転入する当該世帯に対して、引越や居住する家屋の賃貸借経費の負担軽減を図るとともに、子育てを支援し、本市への移住促進と交通局の運転士充足及び運転士の通勤環境改善のため、これらの経費の一部助成を実施します。

《助成対象者》

- ① 交通局実施の採用試験を受験し、採用を内定され、入局の意思表示をされた方（最終合格通知日時点の年齢が60歳以下の者）で、本市に定住の意思があり、助成対象経費が生じる前に交付申請を行い、交付申請後に本市に住民票を移す世帯（申請は必ず転入前に行い、申請前には「利用申込書」を事前に提出していただく必要があります。）
- ② 交通局の会計年度任用職員として採用され、1年経過するまでの方（1年経過時点の年齢が60歳以下の者）で、通勤時間を改善するため、本市に定住の意思があり、助成対象経費が生じる前に交付申請を行い、交付申請後に本市に住民票を移す世帯（申請は必ず転入前に行い、申請前には「利用申込書」を事前に提出していただく必要があります。）

※ 「利用申込書」の提出は、移住に際しての住居の賃貸借契約日、又は、当該契約が伴わない場合は、本市への引越日のそれぞれ14日前までに、必ず提出してください。

《助成金の種類、内容》

種 類	対 象 経 費	交 付 額	限度額（円）
引越助成金	市外から本市への引越に際し、引越業者に支払った引越費用	引越費用の 2分の1相当額	100,000
仲介手数料助成金	市外から本市へ引越し、本市で居住する家屋の賃貸借契約に際し、宅地建物取引業者に支払った仲介手数料	仲介手数料の 2分の1相当額	50,000
子育て支援助成金	市外から本市へ引越した助成対象者自身が、 <u>中学生以下の子供</u> を監護している場合	一人当たり 50,000円	100,000

※ 対象経費のうち、消費税及び地方消費税は対象外となります。

（交付申請の流れは裏面参照）

《 交付申請の流れ 》

① 採用内定者（会計年度任用職員）

交通局の運転士採用試験（大型二種免許未取得者対象を含む。）受験

採用内定通知送付

交通局への入局承諾書の提出

「利用申込書」の提出

「交付申請書」の提出

【添付書類】

- ・ 住宅位置図（インターネットから出したものでも可）
- ・ 見積書の写し（申請者又は同一世帯内の者宛に発行されたもの）
- ・ 転入予定者全ての住民票（マイナンバーの記載のないもの）の写し

書類審査後、「交付決定通知書」送付

家屋の賃貸借契約、引越、転入手続き

「完了報告書」の提出

【添付書類】

- ・ 領収書の写し（申請者又は同一世帯内の者宛に発行されたもの）
- ・ 不動産賃貸借契約書の写し（仲介手数料助成金を申請する場合）
- ・ 転入者全ての住民票（マイナンバーの記載のないもの）の写し

完了検査（書類検査、必要に応じ実地調査）

助成金額の「確定通知書」送付

「助成金交付請求書」の提出

「助成金」の交付

② 在職者（会計年度任用職員）

採用日から1年経過するまでの期間